

告 示

埼玉県監査委員告示第七号

埼玉県包括外部監査人が実施した令和三年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県知事から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

令和五年六月十三日

埼玉県監査委員	小 山 彰
埼玉県監査委員	間 嶋 順 一
埼玉県監査委員	武 内 政 文
埼玉県監査委員	岡 地 優

令和3年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：公有財産の維持管理等に係る財務に関する事務の執行について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
<p>県有資産総合管理方針及び資産類型別計画に対する評価について【報告書22ページ】</p>	<p>【指摘2】計画期間が長期間でない資産類型があり、長期的な視点でのコスト把握を行うべきである。</p> <p>「県有資産総合管理方針」では、長期的な目標のひとつを「財政負担の平準化」としており、将来負担を見通し計画的な施設の維持管理更新を行い、短期間に施設管理費用が集中することを避ける、としている。</p> <p>この目標に向け、庁舎・公の施設や道路などの資産類型ごとに25の長期的な修繕計画が策定されており、計画的に修繕を実施している。</p> <p>一方で、横断歩道橋、道路トンネル、シェッド、カルバート、門型標識、道路照明灯、道路標識のインフラ関係の計画は、健全性を5年ごとの定期点検を実施して把握することや、劣化状況の蓄積が不十分であることから、5年程度の計画となっている。他の資産類型と比較し短い期間の計画となっており、計画期間にばらつきがあること及び一部の計画が短期間の計画となっていることにより、将来的な修繕コストの把握が不十分となっている。このため、次回の計画更新の際までに、長期的な視点でのコスト把握を行うべきである。</p>	<p>長期的な視点でのコスト把握を行うべく、修繕計画に基づく予防保全型の維持管理による50年間のコスト削減効果を試算し、令和4年度中に横断歩道橋、道路トンネル、シェッド、カルバート、門型標識、道路照明灯、道路標識について長寿命化修繕計画の更新を行った。</p>	<p>道路環境課</p>
<p>資産類型別計画の検討結果について（埼玉県ダム長寿命化計画）【報告書117ページ】</p>	<p>【指摘4】権現堂調節池内の川妻給排水機場の直流電源盤のバッテリーメンテナンス及び監視制御設備のPLCバックアップ用電池の交換が必要な状態であり、維持管理に不十分な点が認められた。</p> <p>ダム定期検査で指摘されているとおり、権現堂調節池内の川妻給排水機場の直流電源盤のバッテリーメンテナンスについては、アルカリ蓄電池の触媒栓の交換時期を4年以上超過し、監視制御設備のPLCバックアップ用電池については交換推奨時期を7年以上超過しており、維持管理に不十分な点が認められるため、速やかな対応が望まれる。</p> <p>また、このような長寿命化計画外の修繕等については、次期計画の策定時の参考とするためにも、場当たりの対応とならないよう、判断過程等の記録を残していくことが望まれる。</p>	<p>バッテリーメンテナンスについては、触媒電池の交換工事を令和5年3月28日付で契約済みであり、令和5年4月10日より着工している。完了は令和6年3月を目指している。</p> <p>また、監視制御設備のPLCバックアップ用電池については、令和3年11月に交換済みである。</p> <p>長寿命化計画外の修繕等については、毎年実施する年点検、月点検等の点検記録を基に修繕の必要性を判断している。それらを踏まえながら次期計画の策定を行っていく。</p>	<p>河川環境課 杉戸県土整備事務所</p>